

特別記事

韓相熙君学位請求論文審査報告

一 韓相熙（ハンサンヒ）君の提出した博士学位請求論文「国連における宇宙法形成とその課題―宇宙空間平和利用委員会・法律小委員会の審議を中心に―」は、同君がこれまで研究を進めてきた宇宙法の分野において、国連を中心とした国際法形成がどのような過程により行われてきたか、また現在行われつつあるのかを検討し、そこにある問題点を指摘することにより将来にわたり考慮されるべき問題点を指摘しようとする論文である。国際法において宇宙活動を律する宇宙法の歴史はそれほど古いものではないが、すでに多くの条約と原則・宣言等が作成されてきた。その中心となってきた国連の動きを検討・分析することは宇宙法研究に多大な貢献をなすものと考えられる。

二 本論文の構成は次の通りである。

第一部 国連における宇宙法形成の枠組

第一章 国連における宇宙法形成の意味

第二章 組織的枠組

第三章 審議過程

第二部 国連における宇宙法形成の諸段階

第一章 第一段階（一九五七―一九六三）…胎動期

第二章 第二段階（一九六三―一九七四）…全盛期

第三章 第三段階（一九七四―一九九一）…低迷期

第四章 第四段階（一九九一―一九九七）…展望期

第三部 法律小委員会の現在の議題

第一章 宇宙空間の境界画定

第二章 静止衛星軌道

第三章 原子力電源衛星

第四章 国際協力宣言

第四部 提起されている今後の問題

第一章 スペース・デブリ

第二章 商業的宇宙活動

第三章 宇宙関連諸条約の再検討

ここでは、各部について論評した後、全体について審査してゆくこととする。

三 第一部では、国連における宇宙法形成については科学技術、法律、政治という三つの要素が調和的に組み合わせられなければならないとしており、そのうちの一つでも欠

けた場合には宇宙法の形成は困難であるとしている。また、宇宙空間平和利用委員会で採用されてきた独特の方式としてのコンセンサス方式に関して、プロセスの一つとして特徴的であるが、現在ではこれが再評価されるべき段階にあることを指摘している。

国連の宇宙空間平和利用委員会については、第一に国際社会における中央フォーラムとして、第二に、各国の意見の調整機関として、第三には国際協力の実施機関として機能しており、さらに最も重要な第四の宇宙法の審議機関としての役割を果たしているとする。

国連の宇宙空間平和利用委員会における宇宙法の審議過程の分析にあたっては、科学技術的側面と法的側面とがどのようにとりあげられ、科学技術小委員会、法律小委員会において如何に検討されるのかの枠組みを論じたのち、これまで採択されてきた諸条約や諸原則がこの枠組みの中で審議されてきた経緯を詳細に説明している。また、公式な手続とともに非公式交渉の役割にも注目し、これがどのように運用されるかが国連の宇宙法形成を左右する鍵ともなると評価している。

四 国連における宇宙法形成の諸段階を扱った第二部では、宇宙法の発展段階を四期に分けてそれぞれの時期の特徴を

説明している。

一九五七年から一九六三年にいたる準備段階を宇宙法の胎動期として、国連における米ソの対立から調和への動き、米国の国内立法をこの時期の特徴とする。

一九六三年から一九七四年は宇宙関連の四条約が作成されたことからこれを全盛期と位置づけている。一九六七年の宇宙条約、一九六八年の宇宙救助返還協定、一九七二年に採択された宇宙損害責任条約、一九七四年の宇宙物体登録条約である。国連の枠外では国際的な通信機構である INTERSAT、INTERSPUTONIK が設立され、各国の国内法、国内宇宙機関が設立されたことをこの期の特徴としている。

第三期は一九七四年から一九九一年までの時期で、これを宇宙法の低迷期としている。この時期において一九七九年の月協定、一九八二年の直接衛星放送原則、一九八六年の地球探査原則が採択されているが、途上国の登場により国連における宇宙法関連の審議は難航したとする。このように国連においては低迷していたが、国連の外では宇宙活動に関連して活発な動きがあり、多くの国際機構の設立、各国国内法の整備の進展、国内宇宙機関の設立、宇宙基地協力協定に代表される各国の国際協力による宇宙活動の活

発化が挙げられている。

旧ソ連邦の崩壊から始まり、現在に至る期間を展望期と名付けている。この名称は、この時期においては一九九二年に原子力衛星原則、一九九六年の宇宙国際協力原則が採択されているが、第三期の低迷期が続くのかあるいは回復期・成熟期となるのか判断を留保しているためとしている。五 国連宇宙空間平和利用委員会の法律小委員会が現在審議が行われている議題をとりあげた第三部では、まず、宇宙空間の境界画定についてこれまでの学説を整理し、また、新しい説の紹介を行っている。特に、境界画定の問題が最近になって航空宇宙物体（エアロ・スペース・オブジェクト）の問題に転化している点をとりあげ、法律小委員会での最近の動きを詳しく説明しながら、その議論の法的意義を検討している。

次に、静止衛星軌道については、その法的地位をめぐって赤道国家が自国の資源であるとして行ったボゴタ宣言より開始された様々な主張を紹介している。最終的にはこの問題が一九九三年に静止衛星軌道が宇宙空間であることを赤道国家自身が認めたために論争は終了したと結論づけている。なお、この静止衛星軌道については、もう一つの側面としてラジオ・スペクトラムの配分問題があり、これに

対する途上国と先進国の取扱いの相違を指摘している。

一九七八年に旧ソヴィエトのコスモス九五四号衛星がカナダに落下したことに伴い法律小委員会が議題として採択されたのが原子力電源衛星問題である。一九九二年に「宇宙空間における原子力電源の利用に関する諸原則」が採択された後にも、原子力推進システムおよび適用範囲に関してこの原則の改正をめぐって行われている審議を検討し、さらに、既存の国際原子力法との関係を考慮すべきことを指摘している。

一九九六年に採択された「国際協力宣言」は協力の利益から隔離されているとする発展途上国と、すでに二国間協力により十分に協力は達成されているとする先進国との関係を対象とするものである。宇宙法における「共通利益」と「国際協力」というキーワードを切り口として、これらの用語の意味、法的拘束力に関する学説を紹介しつつ、これらがソフト・ローの水準にとどまり、あるいは、宣言的でしかないと判断している。

六 第四部では今後検討すべき議題として提起されている主題について検討している。その第一がスペース・デブリの問題である。その定義自身が現在の問題ともなっているが、例えば二〇センチメートル以上の大きさのものが地球

に近いところに七〇〇以上も存在している。このスペース・デブリに関しては既存の宇宙法規定の適用では問題が解決し得ないことから、国連内外の様々な機関において審議が行われてきている状況を紹介している。議論の中心は、用語、定義、基準、発生にともなう責任、除去、識別等であり、これらの意義と法的问题点とを明らかにしている。

第二の議題としては、宇宙において利益追求あるいは投資から合理的な収益をあげることを目的とする商業的宇宙活動がとりあげられている。私企業による商業的宇宙活動に適用可能な宇宙法の関連規則としては、関係当事国の許可および継続的監督、登録国による管轄権・管理、打ち上げ国の賠償責任をとりあげて、それぞれの意味とその適用から生ずる問題を論じている。さらに、宇宙活動にともなう危機管理として、相互放棄、保険の利用を将来の宇宙法形成の先例として評価している。なお、商業宇宙活動にともなう知的所有権問題としては特許権、著作権に関する問題点の指摘をしており、加えてこの分野における公正な競争についても言及している。

第三番目にあげられているのは既存の宇宙諸条約の再検討である。宇宙法におけるマグナカルタといわれる一九六七年の宇宙条約に関しては「関係当事国」の語の意味を明

らかにする必要があることが述べられ、関連する学説の紹介がなされている。これ以外の諸条約についても、宇宙活動の変化にともなって生じてきた状況に照らして再検討の加えられるべき問題を詳細に点検している。そのうえで、各条約の改正あるいは新条約の締結等はいずれも困難であるとして、むしろ、宇宙活動国間の協力により形成される国内法を含めた宇宙法を重視する立場に立っている。

七 以上のような分析は、国連における宇宙法形成のプロセスとその成果を分析し、それと同時に国連を中心とする宇宙法の形成が現在抱えているいくつかの課題を指摘するという本論文の目的に十分かなうものである。指摘されている宇宙空間平和利用委員会の活性化は結論としては平凡なものにも聞こえるが、様々な側面を分析したうえで主張には説得力がある。

また、とられている手法については、焦点をあてた問題についてそれを詳しく分析するばかりでなく、その周辺に存在する問題をも丁寧に取り上げて論ずるという方法をとっている。これは結果的に主要な問題の全体的な位置づけを明確にすることに結びついている。また、宇宙法形成をこのように包括的にとりあげた論文は前例が無く、宇宙法の形成過程を検討するという立場から一貫して過去、現在

そして将来を考慮している点は特筆すべき点である。

日本語の表現に不完全と思われる部分もあるが、この主要な原因はこれまで日本で注目されてこなかった部分に着目していることや、日本語の定訳が存在していないことにあるためであり、本論文はこのような点を補ってあまりある力作である。

将来的には、同君が宇宙法以外の分野における国際法の形成過程との比較研究をさらに進めてゆき、本論文において宇宙法の分野で行った分析の検証をなすことが求められる。これはより長期的な研究を要するものであるが、同君の資質と能力はこのような要求を必ず満たすことができると確信する。以上により審査員一同は韓相熙君の学位請求論文が博士（法学）に値するものと判断する。

平成九年六月二〇日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	栗林 忠男
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	大森 正仁
副査	駿河台大学法学部教授	長田 祐卓